

司法試験法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

平成２２年１０月１日

法務省大臣官房人事課

平成２２年７月２９日（木）から同年８月２７日（金）まで、司法試験法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集を行ったところ、計２件の意見が寄せられました。

寄せられた意見の概要をまとめましたので、公表いたします。

御協力ありがとうございました。

１ 実施期間等

意見募集期間 平成２２年７月２９日（木）～同年８月２７日（金）

意見提出方法 電子メール，郵送，ＦＡＸ

２ 問い合わせ先 法務省大臣官房人事課 電話０３-３５８０-４１１１（内線５７１５）

司法試験法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

第1 意見募集期間

平成22年7月29日（木）から同年8月27日（金）まで

第2 意見数：2件

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

（意見の概要）

- 予備試験の合格者の氏名を公告する必要はない。（2件）

（主な理由）

- ・法科大学院生は大学院を修了しても氏名を公告されるわけではないので、それと同様に扱われるべきである。
- ・予備試験合格者は、新司法試験の受験資格を得られるだけである。
- ・新司法試験に合格した段階で氏名を官報で公告すれば足り、予備試験の合格者を官報公告する必要はない。

（意見に対する考え方）

御意見を踏まえて検討した結果、予備試験の合格者を官報で公告する旨の規則を定めないこととしました。